

令和7年度宮ノ陣クリーンセンターばいじん(固化灰)の
重金属等溶出及び焼却灰成分検査業務委託仕様書

久留米市環境部

令和7年度宮ノ陣クリーンセンターばいじん(固化灰)の重金属等溶出及び焼却灰成分検査業務委託

1. 目 的
- 宮ノ陣クリーンセンターのばいじん（固化灰）からの重金属等の溶出状況及び焼却灰（主灰：湿灰）のセメント化に伴い、成分分析し把握することを目的とする。
2. 重金属等溶出検査業務
- (1) 分析項目及び分析方法
- ・アルキル水銀化合物

S 4 6 環境庁告示第 5 9 号付表 2
- ・水銀又はその化合物

S 4 6 環境庁告示第 5 9 号付表 1
- ・カドミウム又はその化合物

J I S K 0 1 0 2 5 5
- ・鉛又はその化合物

J I S K 0 1 0 2 5 4
- ・六価クロム化合物

J I S K 0 1 0 2 6 5 . 2 . 1
- ・ヒ素又はその化合物

J I S K 0 1 0 2 6 1 . 3
- ・セレン又はその化合物

J I S K 0 1 0 2 6 7 . 3
- ・1,4-ジオキサン

S 4 6 環境庁告示第 5 9 号付表 7
- ※金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準に準ずる。
- (2) 試料採取場所及び方法
- ア 採取場所：宮ノ陣クリーンセンター場内

イ 方 法：ばいじん（固化灰）試料は、練成形機より採取し、均一に混合する。
- (3) 試料採取日
- 5 月、8 月、1 2 月、2 月の計 4 回とする。

なお、日時については、市が指定する。
3. 鉛溶出検査業務
- (1) 分析項目及び分析方法
- 鉛又はその化合物

J I S K 0 1 0 2 . 5 4
- (2) 試料
- 試料（飛灰、固化灰）は市で採取し提供する。
- (3) 試料採取日
- 4 月、6 月、7 月、9 月、1 0 月、1 1 月、1 月、3 月の 8 回とする。

なお、日時については、市が指定する。
4. 主成分検査業務
- (1) 分析項目及び分析方法

二酸化ケイ素 酸化アルミニウム 酸化鉄 酸化カルシウム 酸化マグネシウム 酸化ナトリウム 酸化カリウム 三酸化硫黄 酸化チタン 酸化亜鉛 五酸化リン	蛍光 X 線分析法
--	-----------

・重金属類

カドミウム 鉛 亜鉛 鉄 銅 ニッケル マンガン 全クロム 塩素	蛍光X線分析法
総水銀	硝酸-過マンガン酸カリウム 還流分解 還元気化原子吸光法
フッ素化合物	水蒸気蒸留 ランタン-アリザリンコンプレキ ソン吸光光度法

- ・水分量
- ・熱灼減量

(2) 試料採取場所及び方法

ア 採取場所：宮ノ陣クリーンセンター場内（灰ピット）

イ 方 法：焼却灰（主灰：湿灰）試料は、稼動炉のみ採取し、各々均一に混合する。

(3) 試料採取日

日時については、市が指定する。

5. 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日

6. 報告書の提出

試料採取後、30日以内に報告書をその都度作成し、提出すること。ただし、鉛のみの溶出検査結果は、試料提供後10日以内に報告書を提出すること。

7. 暴力団排除に関する事項

請負者は、当該業務に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

8. 業務遂行上の安全確保及び遵守事項について

- ・ 業務遂行上において、安全の確保のため保護具等を装備、着用すること。
- ・ 受注者は、業務の遂行に当たっては、その精度を高めるため最大限の努力を払い、業務の目的を十分に達成する成果品を提出しなければならない。
- ・ 本仕様書に明示されない事項又は疑義を生じた場合は、協議のうえ決定する。
- ・ 試験に使用した試料は、法令に基づき適正に処理すること。

9. その他

請負者は、本業務の履行にあたり、障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を遵守するとともに、久留米市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。